

秋田県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

平成30年4月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
鈴木一郎医院	湯沢市前森三丁目3番18号	内科、循環器内科、呼吸器内科	平成30年2月1日
医療法人大仙眼科クリニック	大仙市大花町14番3号	眼科	平成30年4月1日
大仙ごとう整形外科クリニック	大仙市大曲田町28番33号	整形外科、リハビリテーション科	平成30年4月24日
大曲こどもクリニック	大仙市大花町14番7号	小児科、アレルギー科	平成30年4月1日
ひない調剤薬局	大館市比内町扇田字山崎60番地2	調剤薬局	平成30年4月1日
花輪調剤薬局	鹿角市花輪字小沼95番地1	調剤薬局	平成30年4月1日